

京葉臨海コンビナート GX 推進会議設置要綱

(目的)

第1条 京葉臨海コンビナート（千葉市から富津市までの臨海部の工業地域をいう。）の GX（グリーン・トランスフォーメーション）の実現に向けて、立地企業、行政等が連携した取組を推進するため、京葉臨海コンビナート GX 推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 京葉臨海コンビナートの GX の実現に向けた検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 京葉臨海コンビナートに立地し、京葉臨海コンビナートの GX の実現に向けて積極的に取り組んでいると認められる企業
 - (2) 前号のほか、会議の趣旨に賛同し、他の企業や千葉県とともに京葉臨海コンビナートの GX の実現に向けて積極的に取り組んでいると認められる企業
 - (3) 京葉臨海コンビナート地域の地方公共団体
 - (4) 前各号のほか、会長が必要と認める企業、団体等
- 2 会議にオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置く。

- 2 会長は千葉県知事が務める。
- 3 会長は会務を総理する。

(総会)

第5条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、千葉県商工労働部長が務める。
- 3 総会の議決は、会員の多数決により決定するものとし、同数の場合は、会長が決定する。

- 4 オブザーバーは、会長の要請により総会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 総会において、会長が必要と認めるときは、会員及びオブザーバー（以下「会員等」という。）以外の者の出席を求め、その者から意見を聴くことができる。
- 6 会長が必要と認めるときは、総会を非公開で開催することができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、書面により総会を開催することができる。

（幹事会）

第6条 会議の円滑な運営を図るため、会長は幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、企業の立地状況や業種等を考慮し、会員の中から会長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事会は、以下の各号について決定し、総会へ報告する。
 - （1）第3条で規定する会員等の変更（入会、退会等）に関する事
 - （2）次条で規定するワーキンググループの変更（設置、廃止等）に関する事
 - （3）京葉臨海コンビナート GX 推進会議設置要綱の変更に関する事
 - （4）前各号の他、会長から依頼のあった事項
- 4 幹事会に関する必要な事項は、幹事会が別に定める。
- 5 会長が必要と認めるときは、第3項各号の事項について、総会で決定することを妨げない。

（ワーキンググループ）

第7条 GX 実現に向けて経済合理性や技術的制約等を踏まえた検討を行うため、前条第3項第2号の規定により、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置することができる。

- 2 WG に関する必要な事項は、WG が別に定める。

（秘密保持義務）

第8条 会員等及びその関係者（会員等以外の総会、幹事会又は WG（以下「総会等」という。）の出席者のほか、総会等の資料の作成に関わる者をいう。）は、総会等で知り得た情報を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。ただし、総会等において情報開示の協議が調った事項については、この限りではない。

- 2 前項の総会等で知り得た情報には、次の各号のいずれかに該当するものを含む。
 - （1）会員等において共有された情報（公知情報を除く）
 - （2）前各号のほか、会長が必要と認める情報
- 3 総会等における成果物は、事務局が全ての会員の同意を得て、公表することができる。

きるものとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、千葉県商工労働部内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月25日から施行する。